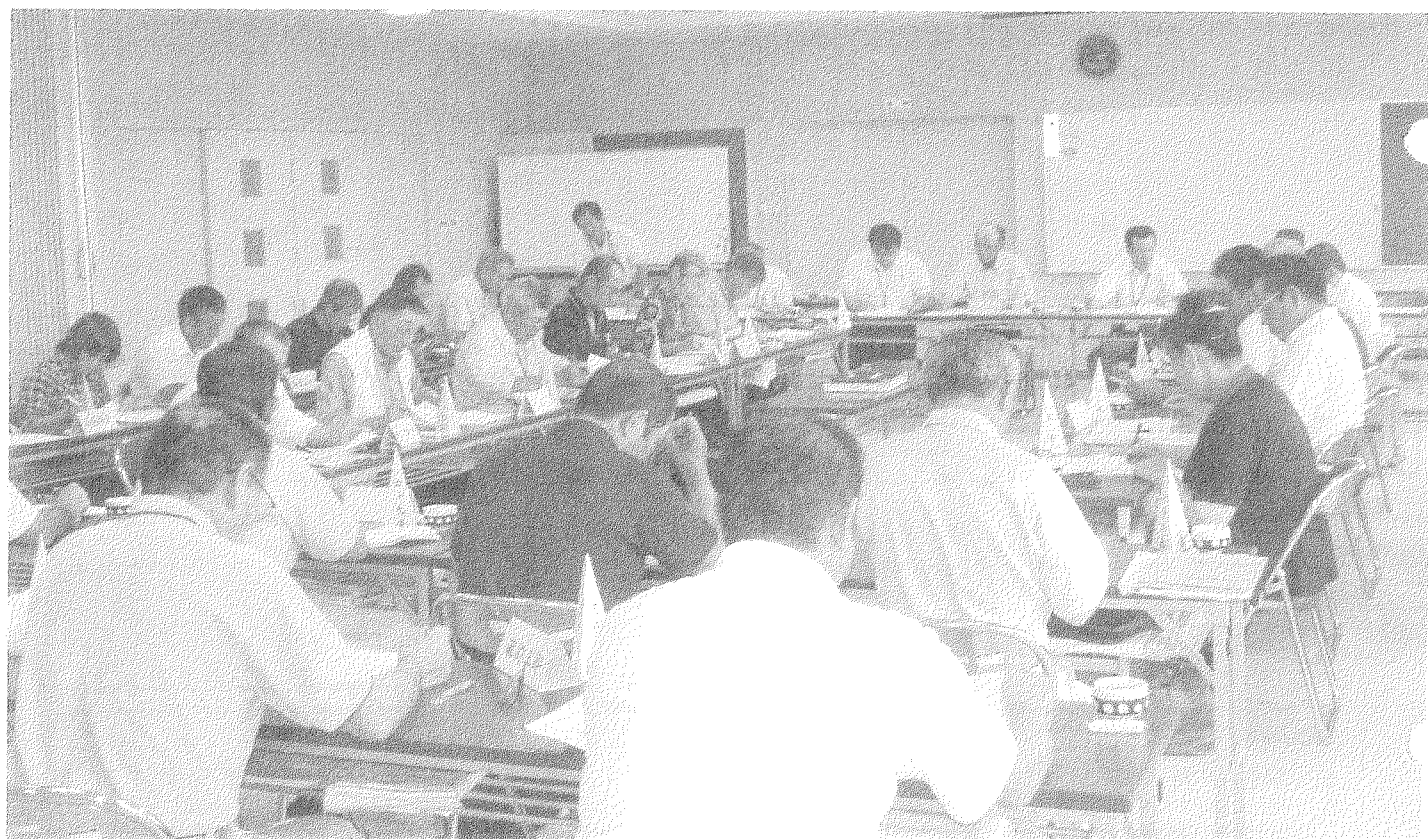


南九州市 農業委員会だより

平成20年10月発行 南九州市農業委員会事務局



【定例農業委員会の様子 9月定例会】

目 次

農業委員長あいさつ・・・・・・・・・・	2
農業者年金制度の特色・・・・・・・・・・	2
新しい農業委員をよろしく・・・・・・・・	3
家族経営協定を結びませんか・・・・・・・・	6
農地利用の支援制度のお知らせ・・・・・・・・	6

ささ地地たと委州なす図委ア続感食装更で図の業か多形なやと更員り業名る委た農に
 せい域、農し員市農。り員ッきにの表に、るな委せ々態つ三感に会ます委員構員二七名、選
 てまの農畜、はの業ま、会プ、な安示は輸こか買るあのとケじ責で、。が成され、内、総勢三
 いす代政産皆常優者た認とに今る心な加入と、のもり僅参月て任、の會長に再任され
 たよ表の物さに良年、定し貢こ反、ど工事で心目の、かつ、おの重大きさをひし
 だうで些のん切農金老農ま献そ面安、食故すを的と三なた三り町違と町まこのすをひし
 き、あ細供と磋地へ後家しす経、全多品米。ひは信町違と町まこのすをひし
 まおりな給一琢をののへてべ営経にくへの昨と一じ合いこのすをひし
 す。願まこに緒磨最加生のはきの営対のの転今つて併、る特
 いすと努にし大入活利徹時合面し問農売のにおがそで徴新
 い農でめ消農限を安用底期理でて題薬、農しあり近れすが体
 た業もた費業に勧定集しだ化は消を混乳業てりまいで、徐制
 し委構い者へ生めの積たとを燃費抱入製情優、す将も地々が
 ま員いとのかま為に遊考目料者え、品勢良厳。来似域にス
 しへま考二手すすに努休え指費がて農へは農しそ大通性わタ
 てごせえし助た。はめ農まし等よお畜の不地いれきつやか
 ご相んまズけめこ絶て地す自のりり産添祥の農以なた農るト
 挨拶のすにを、の対参解。給高一ま物加事持業前花部業よし
 拶くで、あ使我南有り消農率騰層すの物続続情にを分生うて
 とだ、農つ命々九利まを業のが敏。偽、きを勢農咲が産に早



南九州市農業委員会会長 宝代 行広

将来に向けて今は耐えるとき

老後の備えは万全ですか？

農業者年金制度の特色

- ① **安定した年金の財政運営ができるしくみです。**
 将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立て、運用実績により需要額が決まる確定拠出型年金です。
- ② **農業に従事する方は広く加入できます**
 国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。脱退も自由です。
- ③ **保険料は自由に選択できます。**
 毎月の保険料は20,000円を基本とし、最高67,000円まで1,000円単位で選択できます。保険料を自由に設定でき、かつ、いつでも見直すことができます。
- ④ **80歳までの保証が付いた終身保険です。**
 年金は終身受給できますが、仮に、加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、死亡一時金が遺族へ支払われます。
- ⑤ **税制面でのメリットがあります。**
 保険料は全額（年額最高80万4千円）社会保険料控除（所得控除）の対象となります。年金は公的年金等控除の対象となります。
- ⑥ **意欲ある担い手に保険料助成があります。**
 認定農業者・青色申告農業者等一定の要件を備えた加入者には、その申し出により保険料の下限額（2万円）に対して保険料の特例措置があります。

新農業委員紹介

在任特例後の新しい農業委員が決まりました。
平成20年7月20日から平成23年7月19日までの3年間の任期になります。農地のことでお困りの方は、是非一度皆様の近くの農業委員へご相談下さい。

①委員氏名 ②通算期数等 ③担当自治会名

頌娃地区



- ① 宝代 行 広
② 公選 4期目
③ 源川,加治佐,高吉
青戸上,青戸中,青戸下



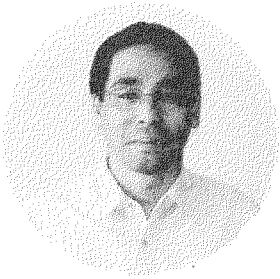
- ① 田 中 司
② 農協選任 1期目
③ 三俣,高取,下門,中村
水之元



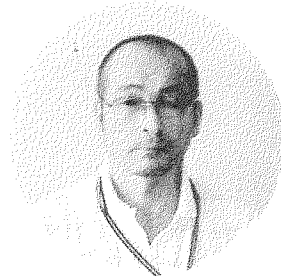
- ① 盛 迫 みちよ
② 議会選任 4期目
③ 永谷,飯山,佃
谷場,熊ヶ谷



- ① 松 永 正 美
② 公選 3期目
③ 大川,耳原上,耳原下
小原,松永



- ① 松 元 孝 也
② 公選 4期目
③ 上瀬,只角,新牧,折尾



- ① 山 脇 茂 孝
② 公選 1期目
③ 春向,山脇,下藺
伊瀬知,赤崎



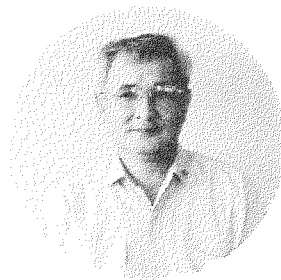
- ① 前 村 千香男
② 共済選任 2期目
③ 東水成川,南組,岡村
蓮子,摺木



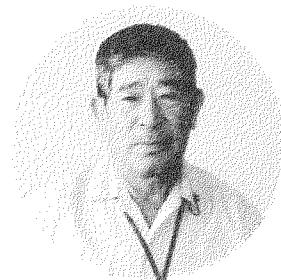
- ① 西 和 良
② 公選 3期目
③ 浦芝原,志戸,山下
瀬谷,梶山



- ① 濱 田 喜代隆
② 公選 3期目
③ 長崎,鬼口,前原,浜村
大久保,平丹花,籠



- ① 栗ヶ窪 和 治
② 公選 2期目
③ 栗ヶ窪,牧瀬,一氏,雪丸

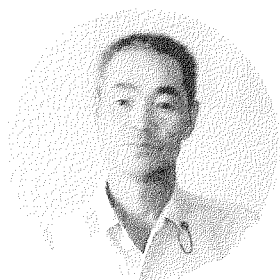


- ① 塩 本 孝 一
② 公選 5期目
③ 御領地区全自治会



- ① 加治佐 民 生
② 議会選任 1期目
③ 加治佐,高吉,尾曲
飯伏

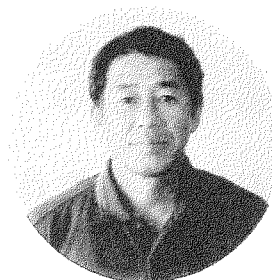
知覧地区



- ① 吉崎 敏治
- ② 公選 3期目
- ③ 吉崎,福留,石垣
鶴成,次下



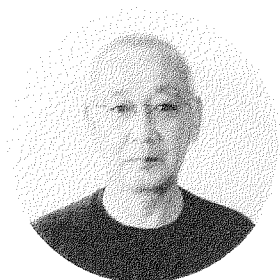
- ① 堀之内 和也
- ② 公選 1期目
- ③ 厚地



- ① 西垂水 学
- ② 公選 1期目
- ③ 下塚,東垂水,西垂水



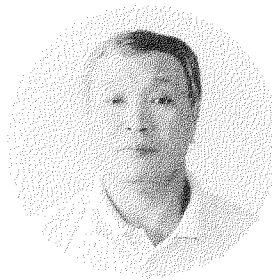
- ① 加治佐 清隆
- ② 公選 1期目
- ③ 加治佐,浮辺,飯野
塗木,瀬世向
瀬世上



- ① 松久保 英生
- ② 公選 6期目
- ③ 瀬世中,瀬世下,瀬世町
上別府,平久保,霜出
昭和,川床,善通,立山
松久保,共親



- ① 仁田尾 三男
- ② 公選 1期目
- ③ 仁田尾,中渡瀬,門之浦
松ヶ浦,竹迫,東塩屋
西塩屋



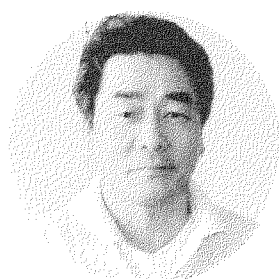
- ① 松村 孝徳
- ② 公選 1期目
- ③ 二ツ谷,高星,牧永野
横井場,林川,中須,朽場
迫瀬戸山,樋与上,和田
中福良,松村,横峯



- ① 桑代 耕二
- ② 農協選任 5期目
- ③ 桑代,小田代,河上
上郡上,上郡中
上郡町,本町,城馬場
水垂



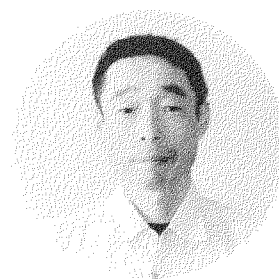
- ① 若松 順子
- ② 議会選任 2期目
- ③ 松山,上木原,中木原



- ① 官原 耕一
- ② 公選 2期目
- ③ 手裏,池之河内
後岳北,後岳南
後岳下



- ① 官原 俊郎
- ② 公選 3期目
- ③ 中郡北,中郡町,中郡南
下郡北,下郡南,打出口
上之町,堤之原,山仁田
新町,楠元,打越,
ウッドタウン,平成



- ① 菊永 浩伸
- ② 公選 1期目
- ③ 菊永,大隣

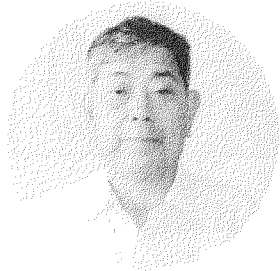
川辺地区



- ① 中禮 隆一
- ② 公選 3期目
- ③ 高田下,中の後,中福良
中の前,藤の下,上の後
上の前,城の後,城の前



- ① 東 鈴子
- ② 公選 1期目
- ③ 本別府大久保
深野木,川原,柳
鉄山,菊原



- ① 有 蘭 健一郎
② 土改選任 1期目
③ 山添,中川原,迎川原
宮下,向江町,島内
野崎中福良,迎方
荒殿,桑水流,木場田



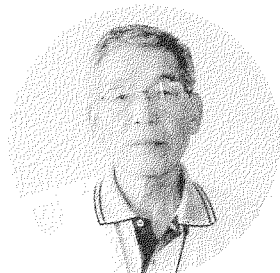
- ① 上 野 絹 子
② 公選 5期目
③ 今田上,今田下,小野
松崎,宮中福良
宮小路



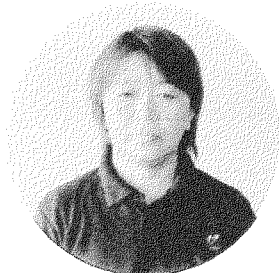
- ① 今 市 範 男
② 公選 2期目
③ 大倉野,荒多,日吉,天神
諏訪,大山,原田,上村
下村,塩入,片平,下之口
田畑,馬場,麓,上之口
牧之田,本門,有木



- ① 井之脇 賢 二
② 公選 3期目
③ 古殿上,古殿下,花園
桜元,小栗栖,市崎野
松尾城,小崎,馬立



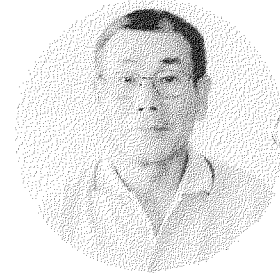
- ① 有 蘭 正 伸
② 公選 1期目
③ 横手町,川原町,本町
中央一,中央二,諏訪下
天神坊,稲荷町,松元
平山上,平山中,平山下
平山六丁,野間里
野間大久保



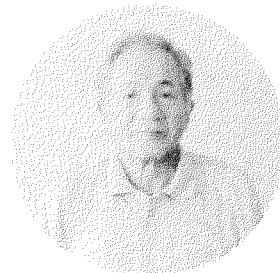
- ① 西 明 美
② 議会選任 3期目
③ 永田西,古市
永田中福良
永田上



- ① 田 代 建 治
② 公選 2期目
③ 山下,君野,田之頭
上山田中福良
小河路,土喰,屋敷平
川原山,森山,諸麦
庭月野,打木谷
田代,桐木平



- ① 藏 前 三 郎
② 公選 1期目
③ 新町,今村,島
田部田六丁,中通
佐々良上,佐々良下
柞木,越原



- ① 吉 永 徹 也
② 公選 3期目
③ 軸屋,上里,神殿中服良
神之下,下里,瀬戸山
大田尾,楠原,田代上
田代中,田代下,仁之野上
仁之野下

- ① 農地の売買や賃貸借
② 農地の転用許可
③ 農業者年金への加入手続き
④ 農業新聞の購読手続き
⑤ 家族経営協定の締結

上記の他にも農地に関すること等, 私たちに
気軽にご相談ください。
3年間の任期ですがよろしくお願いいたします。

**農地を転用する場合
には、農地法の許可
が必要です!**

農地の転用・移動をする場合には
まず農業委員会にご相談を。

**全国農業
新聞**

農業経営やくらしの情報が満載です!

○発行日 毎週金曜日

○購読料 1ヶ月600円(送料とも)

○申し込み 農業委員会事務局 各分室へ

♪ 家族経営協定を結びましょう ♪

1 家族経営協定の目的

- 家族経営協定とは、家族間のルールづくりによって、①個人の意欲的な経営参画など経営内の個の確立、②経営方針の明確など経営の近代化、③経営の持続性の確保をめざすものです。
- 休日や給与など就業条件を整備することで家計と経営の分離が進み、家族家族の役割分担が明確になり、家族全員が経営に参画する「パートナーシップ経営」の確立へ近づけます。
- 家族経営協定の締結は、経営改善の第一歩であり、企業的感觉を持った経営展開に大きな力となります。

家族経営協定のめざすもの

① 経営内の「個」の確立

- 個人の立場の尊重
● 世帯員個々の意欲と責任
ある経営参加など

② 経営の近代化

- 家計と経営の分離
● 役割の明確化
● 生産・販売にかかわる経営方針の明確化など

③ 経営の持続性の確保

- 農業後継者の地位の安定
- 経営資産の細分化防止など

農地利用における支援制度のお知らせ

○ 認定農業者農地集積支援事業

認定農業者の効率的な土地利用による規模拡大を支援するため、一ヘクタール以上の連担した集団地の農地の貸し手に助成金（十アール当たり一万円）を初年度に限り交付します。

ただし、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借契約（十年以上）を新

規に行つた農地に限りません。

○ 遊休農地等活用条件整備事業

性の遊休荒廃農地を活用して農業生産性の向上を図るため、簡易な土地条件整備（伐根整地作業等）を行う認定農業者に事業費限度額（十万円）の二分の一を助成します。

強化促進法に基づく賃借、売買を行つた農地に限ります。

遊休荒廃農地の活用や農地の集積をして規模拡大を計画している認定農家に、全市域を対象に平成二〇年度から支援制度が適用されています。

詳しくは、農業委員会及び各分室にお問い合わせください。